

甲府市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 (略)

2 請求書の提出及び収受

令和7年4月30日に提出され、同日収受した。

3 請求の内容

請求人が提出した甲府市職員措置請求書記載の請求の要旨は、次のとおりである。なお、体裁を整え原文のまま記載している。

(1) 主張事実

当時甲府市事務効率課の職員であった故〇〇（以下「亡〇〇」という。）は、令和2年1月17日午前5時頃、甲府市役所庁舎6階から投身自殺した（以下「本件自殺」という。）。

亡〇〇の本件自殺につき、遺族である父母は甲府市を被告とし、甲府地方裁判所に対し国家賠償請求訴訟（令和4年（ワ）第110号）を起し、令和6年10月22日に、同裁判所は被告に対し、

ア 被告は、原告〇〇に対し、2,892万8,768円及びこれに対する令和2年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告は、原告〇〇に対し、2,892万8,768円及びこれに対する令和2年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

エ 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

オ この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。との判決を下した。（事実証明書1）

この判決に従い、甲府市は令和6年11月13日、遅延損害金を含めて、父に対し金3,590万8,030円、母に対し3,590万8,030円、合計金7,181万6,060円を支払った。

甲府市長は、市政の基幹的事項である職員の勤務時間を適正に把握

し、心身の健康状態を損ねる長時間勤務が生じない勤務時間管理体制を、自らあるいはその履行補助者（総務部や行政管理室）にその権限を分掌させて構築すべき責任を有するものである。

更に、人事委員会が設置されていない甲府市においては、市役所勤務の亡〇〇ら非現業一般職の職員については「職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権」は地方公共団体の長である甲府市長が行う。（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項）

勤務時間管理体制構築並びに職員の勤務条件の労働基準監督機関として、長時間勤務については是正監督すべき義務のある甲府市長が故意あるいは重過失によりこれらの義務を懈怠していた。（事実証明書2、3、4の1～3）

この義務懈怠により、亡〇〇の本件自殺前の長時間勤務が適正に把握されないまま、是正されないまま、亡〇〇はうつ病を発症し本件自殺に至っている。

以上の、甲府市長として、職員の勤務時間管理体制構築義務、並びに職員の労働基準監督機関として長時間勤務の是正監督義務を故意あるいは重大な過失により懈怠した結果、亡〇〇氏は本件自殺に至ったものである。

従って、甲府市は個人としての甲府市長たる樋口雄一に対し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項により、本件自殺についての前記判決に基づき、亡〇〇の父母に前記判決により支払われた損害賠償金計7, 181万6, 060円を求償する権利を有する。

(2) 措置請求

個人たる甲府市長樋口雄一に対する前記7, 181万6, 060円の求償権を行使しないこと（怠る行為）の違法確認並びに個人たる樋口雄一に対する求償権相当額の請求

4 事実証明書（事実証明書の内容は省略）

- (1) 甲府地方裁判所 令和4年（ワ）第110号判決
- (2) 亡〇〇の死亡についての地方公務員災害補償基金山梨県支部長の公務上認定及び理由書
- (3) 甲府市長の公務災害認定請求に対する意見書
- (4) 証人調書

- 1 ○○ (当時職員課長)
- 2 ○○ (当時事務効率課長)
- 3 ○○ (当時亡○○の同僚)

(5) その他 (陳述内容)

※ 5 月 2 1 日の陳述時に提出

5 請求の要件審査

本件住民監査請求 (以下「本件請求」という。) については、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 2 条の所定の要件を具備していると認められたので、令和 7 年 5 月 1 2 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果等を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

請求人は、市が、亡○○の本件自殺に対する損害賠償金等 7, 1 8 1 万 6, 0 6 0 円を支払っていることに対し、市長に故意又は重大な過失があるのに、市が国家賠償法第 1 条第 2 項の規定による求償権を市長に対して行使していないのは、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に規定する違法又は不当に「財産の管理を怠る事実」に当たると主張していると解せる。

以上のことから、本件自殺について、市長の行為に故意又は重大な過失があったか否か、また、故意又は重大な過失があった場合に、市による市長への求償権の不行使が違法又は不当に財産の管理を怠る事実に関連するか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

総務部人事管理室職員課を対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述等

地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定による請求人の陳述を、令和 7 年 5 月 2 1 日に実施したところ、重大な過失である理由は、市が中核市を目指すことから業務が増えたにもかかわらず、市職員の人手を増やす

どころか逆に減らしてきたことで、過重労働になるのは当然であり、市長は、これを知りながら人員配置をしなかったことが、人事権を持つ任命権者として、また、労働基準監督機関の職権を持っている者として責任があるというものであった。

加えて、市の再発防止策への取組姿勢や裁判における証言に対して苦言を呈するとともに、人件費、健康不調、病気・傷病休暇、自己都合退職者数などを例にとり、人手不足と過重労働の背景、関連性などを示し、任命権者であり、労働基準監督機関の職権を持つ市長を代表として責任と支出を求めるというものであった。

4 監査対象部局の弁明書の提出及び陳述等

資料として令和7年5月19日に弁明書の提出を受け、同月21日に陳述を聴取した。

（証拠書類）

- (1) 最高裁平成26年1月16日第一小法廷判決
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 職員の勤務時間等の規則改正に伴う時間外勤務時間の上限等について（通知）
- (4) 超過勤務の縮減と健康の確保について（通知）
- (5) ワークライフバランスの推進について（通知）
- (6) 働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）の推進について（依頼）
- (7) 長時間労働に関する面接指導等の実施について（通知）
- (8) 労務管理と健康管理の主な取組（過去10年）

5 監査対象部局の考え

請求の要旨の事実（求償権の行使を怠っている。）について否認し、市長は、職員の勤務時間管理体制構築義務及び長時間勤務の是正監督義務を故意又は重大な過失により懈怠したと認められないというものであった。

これらについての理由は、市長による勤務時間管理体制構築に向けた取組や長時間勤務の是正監督に向けた取組を多岐に渡り、継続的に実施してきたことから明らかであるとしている。

陳述において、こうした取組は、総務部に権限を分掌する中で行ってきたもので、毎年、重要政策課題の状況と課題について、今後の基本的

な対応方針等を市長の指示事項を得ながら市長と部長等とが相互確認を行う場である「基本戦略対話」（平成２９年３月決定）において、働き方改革の推進という大きな目標に向かって市長の指示を受け、総務部が取り組んでいるものでもあった。

また、長時間労働の実態については、市全体又は部局ごとの超過勤務時間の推移を、基本戦略対話等を通じて報告しており、特定の職員の勤務状況の報告をするというものではなかったとしている。

第３ 監査の結果

１ 事実関係の確認

(1) システム導入等の経過

平成２９年２月８日	「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて（通知）」の発出（総務省）
平成２９年度	庶務事務システムの導入の決定
令和元年度	長時間労働抑制システムの導入の検討
令和元年１１月２７日	警備会社による巡回報告の開始
令和元年１２月１２日	入館証による確認の開始
令和２年１月１７日	本件自殺
令和２年度	庶務事務システムの導入 (紙の超過勤務命令簿の廃止及び電子化)
令和３年度	長時間労働抑制システムの導入

(2) 本件自殺に係る損害賠償金等の支払い

甲府地方裁判所	令和４年（ワ）第１１０号	国家賠償請求事件
・判決	令和６年１０月２２日	
・議会の提案	令和６年１１月１日	
否決	令和６年１１月１日	(判決確定：１１月６日)
・支払日	令和６年１１月１３日	

２ 監査委員の判断

請求人は、地方公務員災害補償基金山梨県支部長の公務上認定及び理由書等から、勤務時間管理体制構築や長時間勤務については是正監督すべき義務のある市長が、故意又は重大な過失により、これらの義務を

懈怠しているので、市は、市長に対して求償権を行使するよう主張している。

なお、国家賠償法第1条第1項の規定により市に賠償の責があるとの判断が、甲府地方裁判所の判決により確定したが、同条第2項には、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は地方公共団体はその公務員に対して求償権を有する。」と規定されていることから、市が求償権を取得できるのは、故意又は重大な過失があった職員に限られている。

よって、請求対象となっている市長の故意又は重大な過失の有無について検証し、求償権の有無について判断する。

(1) 故意又は重大な過失の判断基準について

故意については、一般的に民法上の不法行為における概念と同様とされており、「権利侵害という結果の発生を認識しながら、あえて直接権利侵害に向けられた行為をすること」（西埜 章「国家賠償法コンメンタール」勁草書房）と解される。

また、重大な過失については、最高裁判所の判決において「当該公務員が自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容・範囲に照らして、（１）その注意を甚だしく欠いていたか、（２）わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったかの二つの観点から過失の重大性を判断することが相当であると考える。（最高裁判所平成26年1月16日第一小法廷判決）」と述べられている。

よって、本件自殺を検討するに当たっては、これらの定義によるものとする。

(2) 故意の該当可能性について

亡〇〇に対する市長の故意については、事実証明書のいずれにおいても、これに該当する文言やこれを想起されるような文言まではいずれも見受けられなかった。また、請求人の陳述においても、具体的に主張されなかった。

以上のことから、市長に故意があったとは認めることはできない。

(3) 重大な過失の該当可能性について

前述の判断基準に沿って、本件請求における重大な過失の有無につ

いて判断をする。

ア 請求人の主張に対する検証及び判断

請求人は、市長は、使用者（責任者）として、職員の勤務時間管理体制構築義務や長時間勤務の是正監督義務の行使を重大な過失により懈怠したとしている。

さらに、中核市への移行により事務量が増加したことに対し、人員を増加することなく逆に減らしてきたことが過重労働の要因であり、市長は、これらを知っていたことを重大な過失の評価根拠とし、人事権を持つ任命権者として、また、労働基準監督機関の職権を持っている者として、市長に責任があると主張している。

これらを、前述の判断基準に当てはめると、請求人の主張は、市長が市職員全体に有している勤務時間を管理したり、長時間勤務を是正したりする義務について、その内容・範囲に照らして（１）その注意を甚だしく欠いていたかという点については、市全体の過重労働の要因である人員の減少を知っていたにもかかわらず、改善をしなかった又はさせなかったことであるとし、（２）わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったかという点については、事務量が増えているのに人員を減少させれば過重労働になることは容易に予見できたことである、と解される。

本件請求において、国家賠償法第１条第２項に規定する重大な過失の有無を判断する対象は、亡〇〇に対する市長自身の重大な過失の有無であるところ、請求人の主張は、市職員全体に関する状況を述べたものと解されるので、亡〇〇の本件自殺に関する市長の重大な過失を具体的に示したものとは言えず、具体的な帰責事由や証拠などについても、示されなかった。

また、事実証明書のいずれにおいても、市長の職務上の立場において負うべき注意義務の内容・範囲に照らして、著しい注意欠如又は有害な結果の発生の予見が可能な状態にあったことがわかるような言及やそれらを想起させるような文言まではいずれも見受けられなかった。

以上のことから、注意を甚だしく欠いていた又はわずかな注意を

すれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったとは認められない。

イ 監査対象部局の主張に対する検証及び判断

職員課では、職務上の立場において負うべき注意義務の内容・範囲については、市長は市全体の方向性を決定する立場であり、勤務時間を管理したり、長時間勤務を是正したりする義務に関する具体的な取組等については、各部局に事務を分掌させて執行していると陳述している。

過失の重大性を判断する（１）その注意を甚だしく欠いていたかという点については、市長は、当時も、またそれ以前からも、システムの導入の検討や様々な文書を発出するなど、超過勤務の縮減、適正な勤務時間の管理などに取り組むとともに、前述の基本戦略対話では、ワーク・ライフ・バランスへの取組について協議する他、長時間労働の要因を分析して今後の人事配置の参考にすることや体調不良等を訴える職員がある場合は聞取りを行い保健室に相談することなど、様々な事案の協議がなされていたことから、注意を甚だしく欠いていたとは認められない。

次に、（２）わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったかという点については、職員課は市長に対して、市全体の時間外勤務の縮減等の取組を協議するために各部局等における時間外勤務時間を集計し報告していたが、個々の職員の時間外勤務時間の状況を市長に報告する仕組みや制度はなかったことを勘案すると、市長が事務効率課における亡〇〇の長時間労働の事実について、少なくとも直接認識していたとは認められない。

なお、組織上の分掌にかかわらず、市長が亡〇〇の勤務時間や心身の状態を把握することができる両名の直接の接点は何ら認められない。

以上のことから、わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったとは認められない。

ウ 総合判断

請求人が提出した事実証明書及び陳述の内容は、いずれも市長に重大な過失があった事実について明確に要点を示しているものではないことから、これまで述べたことを総合的に判断すれば、本件自殺における亡〇〇の労働時間の管理等について、市長に重大な過失があったとは認めることはできない。

(4) 求償権の有無について

本件自殺における市長の行為に故意又は重大な過失があったか否かについては、前述のとおり、あったとは認めることはできないので、市は、市長に対して求償権を有しないものと判断する。

第4 結論

監査の結果、市は市長に対する求償権を有するものではないことから、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在せず、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。